

自動車運転者時間管理等指導員のご案内

労働時間・賃金・時間外労働手当・改善基準などに疑問はありませんか？

例えば

- 就業規則の変形労働時間制と実態があっていないけど、どう変更すればいいの？
- 拘束時間が長いけど、最低賃金を下回っていないの？
- 行き先に応じて、運行手当を支払っているけど、割増賃金分は法定以上の割増率になっているの？
- 長距離運行を行う場合に、改善基準に違反しないような拘束時間になっているの？

自動車運転者時間管理等指導員が、無料で事業主の皆様のご相談にのります！

全国的に、自動車運転者の労働時間については、業務の性質上、他業種と比較して長時間労働の実態にあり、改善基準をはじめとする労働基準関係法令の違反率が高く、また脳・心臓疾患の労災申請ならびに認定件数が多い業種となっています。

厚生労働省では、自動車運転者の労働時間等労働条件の改善に向けた更なる取り組みを進めるため、従来の自動車労務改善推進員に代わって平成23年度から新たに自動車運転者時間管理等指導員制度を発足させたところです。

本制度においては、労働局長が社会保険労務士等労働関係法令に詳しい方から自動車運転者時間管理等指導員を委嘱し、同指導員が、事業場を個別に訪問し助言・指導を行うことにより、事業主自らが自動車運転者の労働条件及び安全衛生の確保・改善を図っていただくことを目的としております。

また、労働時間、賃金、時間外労働手当の計算方法、改善基準等について疑問を持ち、指導員の助言・指導を受けて改善したいと希望される事業主の皆様につきましては、当局労働基準部監督課までご連絡いただければ、本指導員が当該事業場と日程調整を行った上で個別訪問させていただき、事業場の実態に応じた改善策を助言・指導いたします。

自動車運転者の時間管理等に関する疑問がありましたら、お気軽にご相談下さい。

<お問合せ先>

愛媛労働局 労働基準部 監督課

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 5階

TEL 089-935-5203 FAX 089-935-5247

※ 裏面はFAXによる申込書になっていますので、ご活用下さい。

平成 年 月 日

→ FAX 089 (935) 5247

愛媛労働局 労働基準部 監督課

自動車運転者時間管理等指導員 あて

自動車運転者時間管理等指導員による個別訪問申込書

事業場名	
所在地	〒
電話番号 FAX番号	() ()
御担当者 職氏名	
相談したい内容 可能な限り ご記入下さい。	<input type="checkbox"/> 労働時間について <input type="checkbox"/> 賃金・時間外手当について <input type="checkbox"/> 改善基準等運行管理について <input type="checkbox"/> その他 できるだけ具体的に記入してください。

※ 日程等については、おってご連絡のうえ、調整させていただきます。

【お問合せ先】

愛媛労働局 労働基準部 監督課

自動車運転者時間管理等指導員

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階

電話番号 089 (935) 5203

FAX番号 089 (935) 5247

アンケートにご協力下さい。

自動車運転者時間管理等指導員をどこでお知りになりましたか？該当する□にレ印を入れて下さい。

当局のホームページ 労働局・監督署主催の説明会（説明会名称： ）

労働基準監督署の職員からの紹介 自動車運転者時間管理等指導員からの架電

チラシを見て（どこでご覧になりましたか？： ）

その他（ ）